

後見制度支援預金特別約定

後見制度支援預金（以下「本預金」といいます。）は、当金庫ホームページでご確認いただける「普通預金規定」・「決済用普通預金規定」の定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1. （利用対象者）
家庭裁判所が「指示書」を交付した者。
2. （取扱店の限定）
口座取引店のみを窓口として取り扱うものとする。
3. （取引の方法）
すべての取引は「指示書」にもとづき取扱うものとし、当庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。
4. （自動支払い）
この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。
5. （キャッシュカードの取扱い）
キャッシュカードは発行いたしません。
6. （ATM利用）
ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。
7. （死亡時等の取扱い）
被後見人が死亡した場合や未成年後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続あるいは口座解約手続等が必要となります。
8. （適用条項）
 - (1) この特約に定めのない事項については、普通預金規定、または決済用普通預金規定が適用されるものとします。
 - (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
 - (3) この特約及び規定に定めのない事項が発生した場合、当金庫と協議のうえ決定します。
9. （指示書に記載されていない費用の負担）
本預金に関連して発生する振込手数料・自動振込サービス登録料等、「指示書」に記載されていない手数料・登録料等が発生した場合、利用者が負担するものとします。
10. （特約の改定）
 - (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和元年12月2日現在)